## 悪質商法を防ぐ法律(特定商取引法・割賦販売法)が 強じざれました!

(平成20年6月改正・公布、21年12月までに施行)

高度経済成長期に消費者被害が社会問題となり、昭和51年、「訪問販売等に関する法律(訪問 販売法) | が制定されました。

この訪問販売法は、その後「特定商取引に関する法律(特定商取引法)」に改められ、「割賦 販売に関する法律(割賦販売法) 〈昭和36年制定〉」とともに、消費者被害防止・救済のために、 何度かの改正を行ってきています。

平成20年6月、特定商取引法と割賦販売法が改正、公布されました。この改正法は、大部分 が公布の日より1年6カ月以内に施行されます。その内容は、私たち消費者にとって重要なもの ばかりですので、一部御紹介します。

## 規制の抜け穴の解消

## ●指定商品制を廃止 -----

これまでは、特定の商品やサービスについての取引だけが特定商取引法の規制対象でしたが、訪 問販売、電話勧誘販売、通信販売等の取引であれば、原則、すべての商品・サービスが規制対象 になります。

ただし、別の法律で消費者被害の是正等ができるものや、クーリング・オフになじまない商品・ ービス等は、規制の対象となりません。

→悪質業者は,規制対象でない商品・サービスに目をつけようとするため,指定商品制が廃止されました。 あわせて、割賦販売法においても、クレジット規制の対象を不動産の販売を除くすべての商品・サービス に拡大されることになりました。

## ●割賦要件の見直し ----

これまでは、「支払期間が2ヶ月以上かつ3回以上に渡る分割払い」のクレジット契約が規制対 象でしたが、「2ヶ月以上後の1回払い、2回払い」も規制対象になります。

→最近の被害事例を見ると、ボーナスを含めた2回払いのケースや、一括払いのケースも少なくないため、 「支払が2ヶ月以上先であれば、一括払いも含め全て」が規制の対象となります。(ただし、「購入した翌 月の一括払い」のケースは単なる決済手段としての性格が強いため、規制の対象にはなりません。)

広告

借金や過払い金の問題などでお困りの方へ無料法律相談 のご案内



相談料 無料 (初回・1回30分)

京都弁護士会館 平日(9時半~12時、13時~15時半) 京都タワービル3階 平日の火曜・木曜(18時~20時半)



まずはお電話下さい!! 1 075-231-2378



きっとある あなたを支える 法と智恵 京都弁護士会 受付時間(平日 9時~12時/13時~17時)